

# 令和4年10月後期定例会議事録

- ・開催日時 令和4年10月27日（木曜日） 13時27分～14時34分
- ・開催場所 人事委員会室
- ・出席者（委員）伊藤委員長 松尾委員 内田委員  
（事務局）古賀事務局長 松藤副事務局長 木原人事主幹  
土井人事主幹 古賀係長 宮崎係長 西村主事

## ○議事事項

### 1 令和4年10月前期定例会議事録について

佐賀県人事委員会議事規則第7条第2項の規定に基づき、前回定例会の議事録について、承認することを決定した。

### 2 令和4年10月臨時会議事録について

佐賀県人事委員会議事規則第7条第2項の規定に基づき、前回臨時会の議事録について、承認することを決定した。

### 3 地方公務員法第5条第2項の規定に基づく意見について

令和4年11月定例会県議会に提案された条例（案）について、県議会議長から地方公務員法第5条第2項の規定に基づき意見を求められる予定のため、内容を検討した結果、異議がない旨回答することを決定した。

## 【説明】

### I 乙第72号議案 佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（案）

#### 1 改正の理由

フルタイムの会計年度任用職員に対する退職手当の支給要件について、1月の要勤務日数に係る要件を緩和するため。

#### 2 改正の内容

フルタイムの会計年度任用職員に対する退職手当の支給要件について、現行では、月18日以上勤務した月が引き続いて12月を超えていることとしているが、祝日等が多く平日が20日に満たない月について当該要件を緩和する。（第2条第2項、第10条第2項関係）

#### 3 施行期日

令和4年12月1日

#### 4 検討内容

フルタイムの会計年度任用職員に係る退職手当の支給要件は、現行では「18日以上の勤務の月が引き続いて12か月超（附則により6か月超）」とされている。

現行規定では、週休日の振替を勤務した前後の月に行う際、その月の平日が少ない場合は、18日以上勤務の要件を満たすことができず、退職手当の支給対象外となる。

今回の改正は、退職手当の支給要件である要勤務日数が緩和されることにより、平日が少ない月に振替を行った場合でも要件を満たすことができるようにするものである。

なお、当該措置については、国家公務員においても同様に講じられており、「職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（例）について（通知）（令和4年8月5日付け総行給第56号）」により、地方公務員においても同様の措置を講じることが適当であることから適切な措置を講じるよう通知がなされているが、今回の改正は、当該通知の趣旨に沿った改正となっている。以上のことから、異議ないものと認められる。

### II 乙第88号議案 佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例(案)

#### 1 改正の理由

令和4年10月11日付け佐賀県人事委員会勧告に鑑み、佐賀県職員の給与改定を行う必要があるため。

#### 2 改正の内容

##### (1) 佐賀県職員給与条例の一部改正

	改正の内容	摘要	該当条項
ア	令和4年12月期の勤勉手当の支給割合の改定 再任用職員以外 95/100⇒105/100 上記のうち特定幹部職員 115/100⇒125/100 再任用職員 45/100⇒50/100 上記のうち特定幹部職員 55/100⇒60/100	R4 勧告 どおり	条例第1条による改正後の第17条の4
イ	令和4年公民較差による給料表の改定	R4 勧告 どおり	条例第1条による改正後の別表第1～第4 (第3条関係)
ウ	令和5年6月期以降の勤勉手当の支給割合の改定（6月期、12月期の割合を平準化） 再任用職員以外 105/100⇒100/100 上記のうち特定幹部職員 125/100⇒120/100 再任用職員 50/100⇒47.5/100 上記のうち特定幹部職員 60/100⇒57.5/100	R4 勧告 どおり	条例第2条による改正後の第17条の4

(2) 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正

	改正の内容	摘要	該当条項
エ	令和4年12月期の期末手当の支給割合の改定 162.5/100⇒167.5/100	R4 勧告 どおり	条例第5条による改正後の第8条
オ	令和5年6月期以降の期末手当の支給割合の改定（6月期、12月期の割合を平準化） 167.5/100⇒165/100	R4 勧告 どおり	条例第6条による改正後の第8条

(3) 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例の一部改正

	改正の内容	摘要	該当条項
カ	令和4年公民較差による給料表の改定	R4 勧告 どおり	条例第7条による改正後の第5条
キ	令和4年12月期の期末手当の支給割合の改定 162.5/100⇒167.5/100	R4 勧告 どおり	条例第7条による改正後の第6条
ク	令和5年6月期以降の期末手当の支給割合の改定（6月期、12月期の割合を平準化） 167.5/100⇒165/100	R4 勧告 どおり	条例第8条による改正後の第6条

(4) 佐賀県会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正

	改正の内容	摘要	該当条項
ケ	令和4年12月期の期末手当の支給割合の改定 120/100⇒130/100	R4 報告を踏まえたもの	条例第9条による改正後の第2条
コ	令和5年6月期以降の期末手当の支給割合の改定（6月期、12月期の割合を平準化） 130/100⇒125/100	R4 報告を踏まえたもの	条例第10条による改正後の第2条

### 3 施行期日等

#### (1) 施行期日

- ・ 2 の表中 ア・イ・エ・カ・キ・ケ 公布の日
- ・ 同 ウ・オ・ク・コ 令和 5 年 4 月 1 日

#### (2) 適用日

- ・ 2 の表中 イ・カ 令和 4 年 4 月 1 日

### 4 検討内容

#### (1) 佐賀県会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正以外の改正

今回の内容は、令和 4 年 10 月 11 日付け佐賀県人事委員会勧告を踏まえたものとなっており、異議ないものと認められる。

#### (2) 佐賀県会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正

今回の改正は、人事委員会報告の「期末手当の支給月数の在り方について検討する必要がある」との言及を受けて検討されたものである。

その内容は、会計年度任用職員の期末手当の支給月数を、常勤職員の勤勉手当の支給月数の改定幅とあわせ 0.1 月増加させ、2.5 月としたものである。

他県の状況を踏まえても、今回の改正内容は妥当であると判断されることから、異議ないものと認められる。

## III 乙第 89 号議案 佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例(案)

### 1 改正の理由

令和 4 年 10 月 11 日付け佐賀県人事委員会勧告に鑑み、佐賀県公立学校職員の給与改定等を行うため。

### 2 改正の内容

	改正の内容	摘要	該当条項
ア	令和 4 年 12 月期の勤勉手当の支給割合の改定 再任用職員以外 95/100⇒105/100 上記のうち特定幹部職員 115/100⇒125/100 再任用職員 45/100⇒50/100 上記のうち特定幹部職員 55/100⇒60/100	R 4 勧告 どおり	条例第 1 条による改正 後の第 21 条
イ	令和 4 年公民較差による給料表の改定	R 4 勧告 どおり	条例第 1 条による改正 後の別表第 1～第 4 (第 5 条関係)

ウ	令和5年6月期以降の勤勉手当の支給割合の改定（6月期、12月期の割合を平準化） 再任用職員以外 105/100⇒100/100 上記のうち特定幹部職員 125/100⇒120/100 再任用職員 50/100⇒47.5/100 上記のうち特定幹部職員 60/100⇒57.5/100	R4 勧告 どおり	条例第2条による改正後の第21条
---	---	-----------------	------------------

### 3 施行期日

#### (1) 施行期日

- ・ 1の表中 ア・イ 公布の日
- ・ 同 ウ 令和5年4月1日

#### (2) 適用日

- ・ 1の表中 イ 令和4年4月1日

### 4 検討内容

本件条例の内容は、令和4年10月11日付け佐賀県人事委員会勧告を踏まえたものとなっており、異議ないものと認められる。

## ○報告事項

### 1 地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて

総務省から通知のあった地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて、概要を事務局から報告した。

### 2 職員団体との勧告当日会見について

人事委員会勧告に関する佐賀県職員労働組合及び佐賀県教職員組合並びに佐賀県高等学校教職員組合との当日会見の概要について、事務局から報告した。

### 3 各都道府県の人事委員会勧告の状況等について

各都道府県の人事委員会勧告の状況等について、事務局から報告した。

### 4 令和4年度佐賀県職員採用試験（高等学校卒業程度、民間企業等職務経験者）の採用予定者数の変更について

佐賀県知事から採用候補者名簿の採用予定者数の変更依頼があったことについて、事務局から報告した。

## ○その他

### 1 行事予定について